

部局名：教育庁総務政策局教職員課（電話011-231-4111(内線35-221)）

	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
1	教育職員免許法	第5条 第1項	普通免許状の授与	未設定イ	2月と7日 (7日)	
2	"	第15条	免許状の書換え、 再交付	未設定イ	2月と7日 (7日)	
3	"	第16条 の2 第1項	教員資格認定試験 合格者に対する普 通免許状の授与	未設定イ	2月と7日 (7日)	
4						
5						
6						

[留意点]

設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

備考～経由機関など申請者の便宜に資する事項について記載

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 26 年 10 月 1 日作成)

法令名	教育職員免許法
根拠条項	第 5 条第 1 項
許認可等の種類	普通免許状の授与
法令の定め	普通免許状は①別表第 1、第 2 若しくは第 2 の 2 に定める基礎資格を有しかつ大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第 1、別表第 2 若しくは第 2 の 2 に定める単位を修得した者又は②教職員検定に合格した者に授与する。但し、免許法第 5 条第 1 項の各号の一に該当する者には授与しない。
審査基準	
標準処理期間	総 期 間 7 日・2 月 (注：休日は含まない。) 経由機関 7 日・月 (注：申請者が道内の教育職員として勤務する場合で、その学校が北海道又は 学校法人の設置する学校であるときは当該学校の長を、市町村の設置する者である場合は、当該市町村を管轄する教育局を経由する。) 協議機関 日・月 () 処分機関 日・2 月 ()
処分担当課	北海道教育庁総務政策局教職員課免許グループ (電話番号：011-231-4111(内)35-221)
申請先	同上 (学校区分が、市町村立学校の場合→当該市町村を管轄する教育局) (" 上記以外 →当該学校の長)
問い合わせ先	同上
備 考	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。 (教育職員検定について) 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について行う。学力及び実務の検定は、別表第 3、第 5、第 6、第 6 の 2、第 7 又は第 8 によって行う。ただし、他教科の免許状を授与する場合の学力の検定は別表 4 による。 (公表アドレス： http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/grp/02/menkyo.pdf .)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	教育職員免許法
根拠条項	第15条
許認可等の種類	免許状の書換え、再交付
法令の定め	免許状を有する者がその氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損し、若しくは紛失したときは、その事由をしるして、免許状の書換又は再交付をその免許状を授与した授与権者に願い出ることができる。
審査基準	
標準処理期間	総期間 7日・2月 (注：休日は含まない。) 経由機関 7日・月 (注：申請者が道内の教育職員として勤務する場合で、その学校が北海道又は 学校法人の設置する学校であるときは当該学校の長を、市町村の設置する者である場合は、当該市町村を管轄する教育局を経由する。) 協議機関 日・月 () 処分機関 日・2月 ()
処分担当課	北海道教育庁総務政策局教職員課免許グループ (電話番号：011-231-4111(内)35-221)
申請先	同上 (学校区分が、市町村立学校の場合→当該市町村を管轄する教育局) (" 上記以外 →当該学校の長)
問い合わせ先	同上
備考	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。 (公表アドレス： http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/grp/02/menkyo.pdf .)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月1日作成)

法令名	教育職員免許法
根拠条項	第16条の2第1項
許認可等の種類	教員資格認定試験合格者に対する普通免許状の授与
法令の定め	普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（教員資格認定試験）に合格した者で同項各号に該当しない者に授与する。
審査基準	
標準処理期間	総期間 7日・2月（注：休日は含まない。） 経由機関 7日・月 （注：申請者が道内の教育職員として勤務する場合で、その学校が北海道又は 学校法人の設置する学校であるときは当該学校の長を、市町村の設置する者である場合は、当該市町村を管轄する教育局を経由する。） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・2月（ ）
処分担当課	北海道教育庁総務政策局教職員課免許グループ (電話番号：011-231-4111(内)35-221)
申請先	同上 (学校区分が、市町村立学校の場合→当該市町村を管轄する教育局) (" 上記以外 →当該学校の長)
問い合わせ先	同上
備考	処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めに規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。 (公表アドレス： http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/grp/02/menkyo.pdf .)

(一覽表2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：教育庁総務政策局教職員課(電話011-231-4111(内線35-221))

	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	教育職員免許法	第11条	教育職員の免許状の取上げ	未設定八	

[留意点]

設定等区分～次により記載

「未設定」 処分基準を設定していない場合

イ：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 処分基準を設定しているが、公にしていない場合

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成26年10月1日作成)

法令名	教育職員免許法
根拠条項	第11条
処分の概要	教職員の免許状の取上げ
法令の定め	<p>公立学校の教員が懲戒免職や分限免職の処分を受けたときの場合における事由に相当する事由により、国立学校又は私立学校の教員が解雇されたと認められるときは、免許管理者（その者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会）は、その免許状を取り上げなければならない。</p> <p>免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者（その者の住所地の都道府県教育委員会）は、その免許状を取り上げることができる。</p>
処分基準	
処分担当課	北海道教育庁総務政策局教職員課免許グループ (電話番号：011-231-4111(内線35-221))
問い合わせ先	同上
備考	<p>(処分基準を定めない理由)</p> <p>不利益処分については一般社会通念等を考慮し、個々の事例に則して判断する必要があり、あらかじめ具体的基準を定めるのは困難である。</p> <p>(公表アドレス： http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/grp/02/menkyo.pdf)</p>